

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

| | |
|----|-----------------------|
| 件名 | 既存建築物外壁等点検調査業務の委託について |
|----|-----------------------|

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：都市計画部建築調整課）

事業の概要

| | |
|-------------|---|
| 事業名 | 既存建築物外壁等点検調査業務 |
| 担当課 | 建築調整課 |
| 目的 | 既存建築物の外壁等の現況を調査し、既存建築物の所有者、管理者又は権利者(以下「所有者等」という。)に対して結果を通知するとともに、自主的な点検の実施を求める。所有者等による現況把握と適切な維持管理の実施を促すことで、落下物による事故を未然に防止し、高度防災都市化の実現を推進する。 |
| 対象者 | 区内の商店街及び主要幹線道路沿道の既存建築物の所有者等 |
| 事業内容 | <p>平成27年2月に歌舞伎町において既存建築物の外壁落下事故が発生した。区では類似の事故を防止するため、歌舞伎町をはじめとした新宿駅周辺の繁華街の既存建築物1,251棟について、職員による緊急点検調査を実施したところである。</p> <p>区内には新宿駅周辺以外にも高田馬場、神楽坂等の繁華街があり、今後も新宿駅周辺にとどまらず、高度防災都市化の実現を図るため、継続して外壁等の落下物対策に取り組む。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 調査対象 <p>区保有の既存建築物台帳に記載された区内の商店街及び主要幹線道路沿道の既存建築物(公共施設を除く。)のうち、約1,000棟。(高田馬場駅周辺、四ッ谷駅周辺、神楽坂通り、新宿通り、青梅街道等)</p> 2 既存建築物の調査 <p>委託先は、上記の既存建築物を目視により調査し、外壁等の劣化状況を確認する。</p> 3 所有者等の調査 <p>区は、上記の既存建築物に関し、区が保有する所有者等の情報を委託先に一時的に渡す。</p> <p>委託先は、上記の既存建築物に係る、所在地、所有者等の氏名及び電話番号、外壁等の劣化状況に関して電子台帳及び地図に記載する。</p> 4 所有者等への通知文の送付 <p>委託先は、上記3番による調査の実施対象となった既存建築物の所有者等に対し、点検調査結果通知文を送付する。</p> 5 期間 <p>平成28年7月下旬から平成29年3月15日まで (単年度契約により毎年度同時期に実施予定)</p> |

件名 既存建築物外壁等点検調査業務の委託について

| | |
|---------------------------------|---|
| 保有課(担当課) | 建築調整課 |
| 登録業務の名称 | 既存建築物外壁等点検調査業務 |
| 委託先 | 現時点では未定(平成28年度に入札により決定) |
| 委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か) | <p>《委託先に提供する項目》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区保有の既存建築物台帳に記載された既存建築物の所有者等の氏名、住所、電話番号 <p>《委託先に収集させる項目》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査の実施対象となった既存建築物の所有者等の氏名、住所、電話番号 ・調査の実施対象となった既存建築物の外壁等の劣化状況 |
| 処理させる情報項目の記録媒体 | 紙及び電磁的媒体 |
| 委託理由 | 既存建築物調査の専門的知識やノウハウを持った業者に委託することにより、合理的かつ効率的に調査を行うため |
| 委託の内容 | <ol style="list-style-type: none"> 1 既存建築物の調査 委託先は、既存建築物における外壁等の劣化状況を目視により調査する。 2 既存建築物の所有者等の調査 委託先は、既存建築物に係る、所在地、所有者等の氏名及び電話番号、外壁等の劣化状況に関して電子台帳及び地図に記載する。 3 既存建築物の所有者等への通知文の送付 委託先は、上記2番による調査の実施対象となった既存建築物の所有者等に対し、点検調査結果通知文を送付する。 |
| 委託の開始時期及び期限 | 平成28年7月下旬から平成29年3月15日まで(以降、同時期に実施) |
| 委託にあたり区が行う情報保護対策 | <ol style="list-style-type: none"> 1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 業務終了後、委託に当たり提供した情報を返却させる。 3 必要に応じ、区職員が立入調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。 |
| 受託事業者に行わせる情報保護対策 | <ol style="list-style-type: none"> 1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 2 提供された情報は施錠できる保管庫に保管させる。 3 受託事業者が取り扱う情報は、点検調査結果を送付するために所在地の情報を持ち出す場合を除き、業務を行う執務室から持ち出させない。 4 業務を行う執務室から個人情報を持ち出す際は、管理監督者の承認を得るとともに、区の「個人情報事故対応マニュアル」に準拠した対策を講じさせる。 5 電磁的媒体の処理に係るパソコンの使用に際しては、ID、パスワードを設定し、使用者を制限させる。 6 契約の終了後、委託業務により保有した個人情報は、すべて区に返却させる。 7 パソコン内の委託業務に係る電子情報については、委託業務の完了後、消去させ、区職員が消去の確認を行う。 |

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持ち出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

- 13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

- 14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

- 15 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

- 16 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

- 17 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 18 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 19 乙は、第1項から第17項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。